

(概訳)

在福岡タイ王国総領事館
領事部業務時間の変更及び

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関する告示 (2021年5月10日版)

2021年4月7日、日本政府は4月25日から5月11日まで東京都・大阪府・京都府・兵庫県の4都府県を対象に、新型コロナウイルス対策の特措法に基づく緊急事態宣言を行いました。同5月7日には、愛知県・福岡県の2県を追加するとともに、期間を5月31日までに延長しました。

これを受け、在福岡タイ王国総領事館は領事部における領事関連業務サービス提供について下記の通り変更します。

1. タイ人向け領事業務サービスについて

1.1 九州・沖縄、中国地方に在住のタイ人の皆様には全ての案件において、特に婚姻登録、離婚届、養子縁組届など登録関係全般、書類認証などの認証関連業務の一部に関しては、申請時期を延ばすことをご検討いただきますようお願いいたします。

1.2 領事業務サービスの提供は緊急を要する方へのみとし、全ての案件で必ず事前予約を行った上でご来館願います。(領事部業務時間：月～金 午前 10:00 – 12:00 及び 午後 13:30 – 14:30)

1.3 各種領事業務サービスのご利用の際は、当総領事館ホームページ (<https://fukuoka.thaiembassy.org/>) で事前に必要書類をご確認の上、下記のいずれかの方法で来館予約を行ってください。

(1) 領事部電話番号：092-739-9090 (対応時間：月～金 午後 15:00 – 16:30)

(2) 領事部フェイスブック：สถานกงสุลใหญ่ ณ เมืองฟูกูโอกะ

Royal Thai Consulate-General in Fukuoka

(3) 領事部 LINE： <https://lin.ee/4VbpwBpjE> または LINE ID: @341ogqgj

1.4 タイへの帰国について

この時期にタイ人の方でタイへの帰国を希望されている方について、当総領事館では在東京タイ王国大使館・タイ王国大阪総領事館緊密に連携しタイ人帰国用特別便 (Repatriation Flight) 並びに半民間航空便 (Semi-Commercial Flight) の調整を行っております。各種お知らせや毎月ごとに発表される帰国用特別便と登録手続については下記よりご確認ください。

●東京発（成田・羽田）バンコク行きフライト

<http://site.thaiembassy.jp/th/news/announcement/9823/>

●大阪発（関西空港）バンコク行きフライト

http://www.thaiconsulate.jp/th/topics_detail/id=1006

帰国用特別便への登録と航空券の予約完了後、タイへ帰国時に必要書類である入国許可書(Certificate of Entry – COE)のオンラインによる申請 (<https://coethailand.mfa.go.th/>)が可能となります。不明点・ご質問は上記 1.3 に記載の方法でお問合せください。

1.5 タイ人保護案件について

タイ人の緊急事態（重症・死亡その他援護が必要な場合）の場合、緊急用ホットライン(090-2585-3027 / 090-9572-1515)にて 365 日 24 時間対応します。

2. 外国籍の方向けサービスについて

2.1 査証（ビザ）発行業務

九州・沖縄、中国地方に居住する日本人並びに外国人の方で、タイへ入国するためのビザ申請を希望される場合、条件と必要書類を当総領事館ホームページ (<https://fukuoka.thaiembassy.org/jp/page/jpvabo>)の「ビザ/認証」ページ内でご確認いただけます。また、ビザ申請の際は同ホームページ内の「事前ビザ申請オンライン事前予約システム（VABO）」より事前に申請日時をご予約の上、ご来館ください。ご不明点がある場合は、メール (visa.fuk@mfa.mail.go.th)にてお問い合わせください。

2.2 入国許可書（Certificate of Entry – COE）の申請について

タイへ入国を希望する日本人並びに外国人の方は入国許可書（COE）オンライン申請システム (<https://coethailand.mfa.go.th/>) よりご申請いただけます。ご不明点がある場合は、メール (visa.fuk@mfa.mail.go.th)にてお問い合わせください。

3. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WHO 並びに日本とタイの保健当局の指針に基づき、館内における人との社会的距離（ソーシャルディスタンス）の保持や消毒清掃等の徹底に取り組んでいます。ご来館の皆様には下記の点のご協力をお願い申し上げます。

- (1) 館内への入館は事前来館予約を行った申請者のみとなります。申請と関係のない方の同行はお断りしています。
- (2) 館内各所（荷物検査エリア・書類記入カウンター・申請カウンター等）に設置されている手指消毒用アルコールジェルをご利用ください。
- (3) 来館時はマスクを常時着用願います。

- (4) 体調の優れない方、発熱・呼吸器症状がある方は、ご来館をお控えください。
- (5) 入館時に職員が体温検査を行います。37.5 度以上の発熱がある方、または明らかな症状が確認される方は、入館ならびにサービスご提供をお断りすることがあります。

上記は、本日より適用され変更がある場合は改めて通知いたします。

2021 年 5 月 10 日告示

在福岡タイ王国総領事